

議第171号

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

付則第6項中「平成28年滋賀県条例第59号」を「令和2年滋賀県条例第 号」に、「4年」を「5年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。